

大規模小売店舗立地法第6条第2項の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記の事項について、令和8年4月30日に千葉県に届出を行いましたので、同法施行規則第11条第2項の規定により、説明会に代えて、本紙面によりお知らせ致します。

記

1 大規模小売店舗を設置する者

名称：株式会社ジョイマート
代表者：代表取締役 石井 憲一
住所：埼玉県春日部市小淵 243 番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：館山マーケットプレイス
住所：千葉県館山市湊字竹ノ下 188 番地 1 ほか

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社田原屋	午前 8 時 30 分	午後 10 時	
株式会社ジョイマート			
株式会社マツモトキヨシ			
株式会社大創産業			

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社田原屋	午前 6 時 15 分	午後 10 時	
株式会社ジョイマート			
株式会社マツモトキヨシ			
株式会社大創産業			

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場 1	午前 8 時 15 分 ~ 午後 10 時 15 分	
駐車場 2		

(変更後)

駐車場	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場 1	午前 6 時 ~ 午後 10 時 15 分	
駐車場 2		

4 変更する年月日

令和 8 年 5 月 1 日

5 変更する理由

お客様の利便性向上のため。

6 掲示期間

令和 8 年 9 月 15 日まで

7 縦覧場所及び縦覧期間

- ・千葉県ホームページ（届出書の縦覧について(法第6条第2項)）
URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/daiten/juran6-2.html>
- ・縦覧期間：令和 8 年 5 月 15 日 ~ 令和 8 年 9 月 15 日

8 本件に関するお問い合わせ

21 世紀商業開発株式会社 担当：川口 電話番号 03-3356-1230